

# 国家戦略特別区域 区域計画 (案)

## 目次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	3
3. 福岡市・北九州市	4
4. 仙台市	5

## 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

#### ①～⑭ 略

⑮ 東日本旅客鉄道株式会社が、品川駅北周辺地区において、品川新駅と街を一体的につなぐ歩行者広場整備、国際的な文化・ビジネス交流拠点、外国人の多様なニーズにも対応する滞在・居住機能を備えた国際ビジネス交流拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙68～70のとおり決定する。

【平成32年3月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（品川駅北周辺地区） 別紙68
- ・東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 別紙69

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線 別紙70

#### (3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したオープンカフェや各種イベントの開催等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①～⑦の区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号の施設等、⑧の区域においては同条第1号及び第5号の施設等、⑨の区域においては同条第3号及び第5号の施設等、⑩の区域においては同条第1号、3号及び第5号の施設等とする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

#### ①～⑨ 略

- ⑩ 一般社団法人新虎通りエリアマネジメント
  - ・都道外濠環状線（新虎通り）（別添 10）

(17) 名称：国家戦略住宅整備事業

内容：都心居住のための住宅の容積率に係る建築基準法の特例  
（国家戦略特別区域法第 16 条に規定する国家戦略住宅整備事業）

① 略

② 東日本旅客鉄道株式会社が、品川駅北周辺地区において、住宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用し、外国人の多様なニーズにも対応する多言語対応の共用施設等を併設した居住施設を整備する。【平成 32 年 3 月に着工予定】  
別紙 71

## 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

#### ①大阪府の区域

- ・大阪市全域【平成28年6月を目途に実施】
- ・豊中市、池田市及び箕面市全域【直ちに実施】

（注）特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、大阪市、豊中市、池田市若しくは箕面市又はこれらに隣接する大阪府内の市町村とする。

#### ② 略

## 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### （7）事項：外国人を含めた開業を促進するための「福岡市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「福岡市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成31年5月以降に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び福岡市

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内

iii) 実施体制：施設長、コンシェルジュを配置する。

- ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「福岡市・北九州市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び福岡市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・コンシェルジュは、福岡市が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・コンシェルジュによる申請書等の作成支援
- ・コンシェルジュから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：ワンストップセンターにはコンシェルジュが常駐し、相談対応時間は、施設の保守等に要する日及び年末年始（12月28日～1月4日）を除く、午前10時から午後9時までとする。

福岡市の創業支援施設「スタートアップカフェ」や、国家戦略特区の取組である「福岡市雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

## 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### （4）事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「プロボノ活用型起業家支援センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成31年度中に設置予定】

i) 設置主体：国及び仙台市

ii) 設置場所：仙台市内

iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と仙台市が連携して実施する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・主に首都圏の潜在U I J ターン層等で、専門的知見・スキルを有する人材に対する、地域の社会課題解決に向けた創業者等とのマッチング支援及びキャリアモデルの構築支援